

令和7年度債務負担行為設定事業（業務委託）に係る変動型最低制限価格算出要領

神栖市長 木内 敏之
令和8年2月4日制定

（目的）

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び神栖市財務規則（昭和58年神栖町規則第1号）第108条の規定（準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格の決定及び事務手続きについて定めるものである。

（適用の対象）

第2条 適用の対象は、債務負担行為設定した複数年契約を予定する業務委託案件、債務負担行為設定した道路整備課の道路施設・植栽等巡回点検調査業務委託案件並びに公園緑地課及び環境課所管の公園緑地等管理業務委託案件とし、令和7年度内に公告（通知）する一般（指名）競争入札での案件とする。なお、適用案件については、一般（指名）競争入札公告（通知）文中に表記する。

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格積算基準額（以下「基準額」という。）とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数とは、無作為（ランダム）にくじにより抽選される「0.995」から「1.005」まで（「1.000」は除く）の数値（小数点以下第3位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格とは、基準額の110分の100に相当する額と無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その価格に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額をいう。ただし、消費税相当額を含む金額で入札をする場合は、基準額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その価格に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（基準額）

第4条 基準額は、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で適宜の割合の額とする。

（基準額の決定）

第5条 予算執行者は、開札直前までに前条に定める基準額を決定するものとする。

2 前項により決定した基準額は、最低制限価格積算基準額調書（別記様式）に記入作成し、封をした後、入札執行者に送付しなければならない。

（最低制限価格の算出方法）

第6条 入札執行にあたっての入札執行者の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 最低制限価格積算基準額調書を開封して記載された基準額を確認し、最低制限価格自動計算システムに入力したうえで、無作為（ランダム）係数を決定する。

(2) 基準額に前号の無作為(ランダム)係数を乗じて、最低制限価格を算出する。

2 前項第1号で決定した無作為(ランダム)係数は、口頭により公表できるものとする。

(最低制限価格等の決定経緯の記録)

第7条 入札執行者は、第5条の規定に基づき決定された基準額、無作為(ランダム)係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格決定の経緯を記録しておかなければならぬ。

(最低制限価格等の公表)

第8条 入札執行者は、最低制限価格について落札者決定後に公表するものとする。

別記様式

最低制限価格積算基準額調書

最低制限価格積算基準額	十億	百万	千	円
最低制限価格積算基準額 の110分の100				

下記に係る最低制限価格積算基準額を上記のとおり定める

令和 年 月 日

予算執行者 印

記

事 業 名		
事 業 場 所		
契 約 種 別	一般競争入札	指名競争入札
予 定 價 格	円	
予 定 價 格 の 110分の100	円	
摘 要		